平成２２年（フ）第９８号
秋田県大仙市四ツ屋字下前村89番地
破産者　金子　　孝
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第１９０号
千葉県山武郡芝山町牧野258番地
破産者　株式会社みのりや食品
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第２４８号
東京都青梅市新町８丁目７番地13
破産者　筑波精機株式会社
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第３２４号
富山県高岡市板屋56番地
破産者　出口商事株式会社
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第３９７号
岐阜県下呂市金山町渡45番地１
破産者　今井　春道
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６３２号
岐阜県山県市高富492番地６
破産者　松田　智美
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４５０号
愛媛県松山市余戸南２丁目５番26号
破産者　有限会社オハラ工業
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４８１号
愛媛県今治市常盤町４丁目１番地１
破産者　今治インテリア織物株式会社
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４８２号
愛媛県今治市本町６丁目４番17号
破産者　愛媛織物株式会社
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第６１号
栃木県小山市西城南１丁目12番地53ハイツシャルマン205号
破産者　安西　一隆
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第７０１号
相模原市中央区共和１丁目３番33―302号、開始決定時の住所相模原市中央区由野台２丁目１番18号
破産者　浅野　正則
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６３０号
静岡県藤枝市駿河台１丁目３番１―203号
県営駿河台団地１棟203号
破産者　小坂眞理子
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９２５号
神戸市東灘区御影山手４丁目20番10号
破産者　上田　文美
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６４号
徳島県小松島市立江町字青森88番地
破産者　勝瀬　桂子
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４３８号
福岡県久留米市城島町江上本1580番地
破産者　佐藤　幸男
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４３９号
秋田市外旭川八柳２丁目３番33号　セジュールＳＥＩ101号、住民票上の住所秋田県潟上市昭和大久保字小川向谷地５番地１
破産者　伊藤　健悦
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６２号
山形県長井市九野本3002番地１
破産者　高橋　徳重
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１３０１号
横浜市中区長者町３丁目７番地１　ライオンズマンション横浜伊勢佐木町704号室
破産者　染野　朱美
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４１３号
石川県白山市橋爪町749番地47、従前の住所石川県小松市幸町１丁目50番地　レジデンススバル105
破産者　南山　雄一
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所